

令和 7 年 3 月 3 1 日

区市町村保育主管課長 様

東京都福祉局子供・子育て支援部

保育支援課長 青山 佳司

(公 印 省 略)

教育・保育施設等における事故発生時等の対応について

平素より、東京都の保育施策の推進につきましては、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、乳児等通園支援事業及び産後ケア事業が国への報告対象に追加されたことに伴い、「教育・保育施設等における事故の報告について（令和 7 年 3 月 3 1 日付 6 福祉子保第 5 6 4 6 号）」を発出したところです。

死亡事故や重篤な事故等が発生した場合には、令和 7 年 3 月 3 1 日付 6 福祉子保第 5 6 4 6 号に基づき、ご報告いただくこととなりますが、その他、重篤な事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時においても、従来の取扱いのとおり、必要に応じ発生状況及び再発防止策等について御報告をお願いいたします。施設における児童の安全性をより一層高めるため、本取扱いに係る下記留意事項について、貴管内の特定教育・保育施設、東京都認証保育所等へ周知いただきますようお願いいたします。

併せて、各施設からの報告があった場合には、東京都宛てに御報告くださいますようお願いいたします。

本通知については、令和 7 年 4 月 1 日から運用しますので、本通知の運用開始に伴い、令和 6 年 3 月 2 8 日付 5 福祉子保第 4 0 0 8 号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」については廃止します。

記

1 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたときの対応

(1) 職員が利用児童の感染症罹患や食中毒を疑ったときに、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、発生状況、有症者の状況等を記録すること。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウの場合は、区市町村の主管部署及び保健所に対し、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応及び発生状況等を迅速に報告すること。また、原因の究明及びまん延の防止並びに収束を図るため、保健所の指示に従うこと。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ なお、感染症の発生については、園運営に起因しない等により改善策等の記載が困難な場合は、別紙様式裏面の記載は不要とする。

2 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合の対応

(1) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合に、速やかに施設長に報告する体制を整えること。

(2) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合、区市町村の主管部署に対し、発生状況及び対応等を迅速に報告すること。

3 その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告すること。

4 1から3に係る事案が発生した場合には、再発防止等に役立てるため、経過を記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策等を講じるとともに、その内容を区市町村の主管部署に報告すること。

5 1から3に係る事案が発生した場合の対応方法を予め施設ごとに定めるとともに、職員に周知しておくこと。

6 東京都報告先及び報告対象となる施設・事業

(1) 報告対象となる施設・事業

特定教育・保育施設	
	保育所
	幼保連携型認定こども園
	保育所型認定こども園
	地方裁量型認定こども園
東京都認証保育所	
特定地域型保育事業	
	小規模保育事業
	家庭的保育事業
	居宅訪問型保育事業
	事業所内保育事業
(一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業に限る。)	

※「多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和５年３月３０日付４福保子保第４９４３号）」の対象者に係る事故報告については、それぞれの施設・事業の事故報告に準じてご報告ください。

（２）報告先

東京都福祉局子供子育て支援部保育支援課 各施設・事業担当

電話 ０３－５３２０－４１２８（直通） ３２－７８１（内線）

メールアドレス：S1140504@section.metro.tokyo.jp